

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 後藤 慎太郎

1 日 時

令和4年3月17日（木） 午後1時29分から
午後4時32分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

後藤慎太郎、阿部長夫、古手川正治、元吉俊博、成迫健児、守永信幸、尾島保彦

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

戸高賢史、堤栄三、小川克己

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 佐藤章 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第7号議案から第9号議案まで及び第31号議案から第33号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。継続請願12については、継続審査とすることを全会一致をもって決定した。
- (2) 第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 第3次有機農業推進計画の策定について、第13次鳥獣保護管理事業計画について、大蘇ダムの状況について及び令和4年度に向けた大分県農協の営農指導体制について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主任 飛鷹真典
政策調査課政策法務班 主幹 清水恵子

農林水産委員会次第

日時：令和4年3月17日（木）13：30～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

13：30～15：50

(1) 合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 令和4年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 7号議案 令和4年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

第 8号議案 令和4年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

第 9号議案 令和4年度大分県営林事業特別会計予算

第 33号議案 大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について

第 31号議案 令和4年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について

第 32号議案 権利の放棄について

継続請願 12 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について

(3) 諸般の報告

①第3次有機農業推進計画の策定について

②第13次鳥獣保護管理事業計画について

③大蘇ダムの状況について

④令和4年度に向けた大分県農協の営農指導体制について

(4) その他

3 協議事項

15：50～16：00

(1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

後藤委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

今日は、委員外議員として戸高賢史議員、堤栄三議員、小川克己議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方をお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めるので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、総務企画委員会から合い議のあった議案1件及び付託を受けた議案7件、継続請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、合い議案件の審査に入ります。総務企画委員会から合い議のあった、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

梅木畜産振興課長 お手元の農林水産委員会資料の1ページをお願いします。

第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、御説明します。

今回の議案は、家畜伝染病予防事務に係る手数料を定めた別表第三について、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律及び同法施行規則等の一部を改正する省令が令和2年7月1日より施行され、家畜疾病の名称が変更されたことを受け、本条例別表第三の家畜伝染病予防事務に係る手数料の名称を変更するものです。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

第21号議案について、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査に入ります。第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

井迫農林水産企画課長 第1号議案令和4年度一般会計予算案のうち、農林水産部関係予算について御説明します。

お手元の令和4年度予算概要の3ページを御覧ください。

農林水産部の当初予算案の総額は、左から2列目予算額(A)のうち、列の中ほど計欄にあるように627億4,281万8千円です。前年度と比較すると、右から2列目の前年度対比(A)―(B)にあるように3億7,417万7千円の増、率にして0.6%のプラスとなっています。

これは、農業総合戦略会議を踏まえ、積極的に予算計上したことに加えて、令和2年7月豪雨で被災した由布市高津原地区の水路等の復旧工事の受託や、第45回全国育樹祭の開催経費を計上したことなどによるものです。

公共事業費については、うち公共の欄にあるとおり、298億9,222万9千円です。前年度と比較すると、右から2列目の前年度対比(A)―(B)にあるように8億6,542万5千円の増、率にして3.0%のプラスとなっています。

これは、災害復旧事業費について、過年度災害分の事業費が4億6千万円の増となることなどによるものです。

次に、個別事業の説明について、先日の予算特別委員会で説明をしていない事業の中から、主要なものを説明します。

予算概要の57ページをお開きください。

上段の、産地が取り組むファーマーズスクール等支援事業費998万円です。

担い手の確保育成には、産地自らが目指すべき目標を掲げ、しっかり発信するとともに、新規就農者の技術習得から生活支援まで、責任をもって支えていくことが重要です。このため、県では、その方針を示した産地担い手ビジョンの作成を推進しています。この事業では、産地担い手ビジョンに基づき、設置されるファーマーズスクールや就農学校の設置運営に係る経費等を支援します。

次に、63ページを御覧ください。

一番上の段、農業活性化・スタートアップ圃場設置事業費7,789万2千円です。

この事業は、移住後の速やかな就農や、兼業での就農を希望する方など、多様な担い手を確保・育成するため、市町が行うリース方式の圃場の設置を支援するものです。令和4年度は、2か所において、圃場を設置する予定としています。今年度は、最初の事例として、竹田市菅生に圃場を整備しており、先週の11日に開所式を行ったところです。トマト、ピーマン、スイートコーン等の圃場に、3組5名と企業2社が入植しています。

続いてその下、中段の新規就農者経営発展支援事業費2億4,375万円です。

この事業は、新規就農者や5年以内に経営を継承する親元就農者の早期の経営確立を図るため、令和4年度から新たに設けられる国庫制度を活用して、機械や施設の導入等を支援するものです。

次に、76ページを御覧ください。

上段の水田農業構造改革推進事業費1億9,388万3千円です。

この事業は、国の経営所得安定対策等制度に

関する経費を計上していますが、令和4年度はこれに加え、特別枠として、農地の出し手や畑地化の担い手のさらなる確保に向けた、水田経営体に対する営農意向調査を実施するほか、水田畑地化を行う際に、導入品目に応じた必要な条件整備を行うため、あらかじめ土壌調査を行う経費を計上しています。

次に、85ページを御覧ください。

上段のThe・おおいたブランド流通販売戦略推進事業費4,314万円です。

この事業は、県産農林水産物の販売を促進するため、マーケットニーズに対応した販路開拓に取り組むとともに、販売チャンネルの多角化に向けて新商品の開発等を支援するものです。令和4年度は、ベリーツイメージ確立対策として、一層のブランド向上に向け、情報発信を強化するほか、かぼす振興協議会設立50周年記念事業として、有名料理人と連携した県内PRイベントの開催などに取り組みます。

次に、95ページを御覧ください。

上段の園芸産地づくり計画策定・推進事業費2,911万3千円です。

この事業は、マーケットニーズに即した園芸産地を育成するため、市町村等による園芸産地づくり計画の策定及び推進に関する取組に対して助成するものです。販路開拓や先進地視察などの生産部会活動や栽培技術研修会、栽培実証の取組などを支援するほか、土層改良推進対策として、排水対策などを支援します。

次に、106ページを御覧ください。

上段のおおいた和牛流通促進対策事業費5,961万3千円です。

この事業は、おおいた和牛の認知度向上と流通拡大を図るため、小売店等に対して戦略的なPR対策等を実施するものです。本年は10月に鹿児島県で全国和牛能力共進会が開催されることから、これを契機としたイベントの開催等により、認知度向上を図ります。

次に、150ページを御覧ください。

一番上の段の木造建築物等建設促進総合対策事業費3億5,167万円です。この事業は、県産材の利用促進を図るため、非住宅建築物の

木造化、内装木質化に要する経費に対し助成するとともに、県産材を活用した木造建築物の普及に取り組むものです。令和4年度は、新たに地域材利用モデルとなるような公共建築物や、建築物木材利用促進協定を締結した事業者が建設する建築物の木造化、内装木質化を支援するほか、東京オリンピック・パラリンピックの選手村で使用された木材をベンチ等に加工するレガシー創造事業に取り組めます。

次に、158ページを御覧ください。

しいたけ増産体制整備総合対策事業費1億1,397万9千円です。

この事業は、しいたけ生産の合理化、省力化、低コスト化を図るため、生産基盤や生産施設の整備、原木の供給体制強化に向けた取組を支援するものです。令和4年度は、国庫事業を活用し、えのきたけの生産施設の整備も支援するほか、乾しいたけの生産分業化を図るため、AI選別機の導入を支援します。

次に、171ページを御覧ください。

下段の早生樹等苗木増産支援事業費2,951万4千円です。

この事業は、県産材の持続的な供給体制を強化するため、早生樹やスギ苗木の増産に必要な施設整備等を支援するものです。

令和4年度は、新たにコウヨウザンの苗木生産を目的とした民間採穂園整備への助成などに取り組めます。

次に、184ページを御覧ください。

鳥獣被害総合対策事業費7億9,367万9千円です。

この事業は、野生鳥獣による農林作物被害の軽減を図るため、集落全体で行う予防・集落環境対策、捕獲対策、狩猟者確保対策、獣肉利活用対策を総合的に支援するものです。野生鳥獣による農林水産物被害は減少傾向にあるものの、依然として、集落等の被害は深刻なことから引き続き総合的に対策を講じます。令和4年度は、新たにシカの生息管理に向けた牧草地での囲い畏技術の実証などに取り組めます。

次に、193ページを御覧ください。

上段の旧マリンカルチャーセンター施設等解

体事業費4億654万円です。

この事業は、大分県マリンカルチャーセンターの廃止及び地上権契約の期間満了に伴い、佐伯市に土地を返還するため、施設等を解体するものです。また、解体工事の完了が令和6年1月頃となるため、令和4年度から令和5年度までの債務負担行為として5億3,897万円を設定しています。

次にその下、海洋環境保全型養殖推進事業費4,528万4千円です。

この事業は、養殖ブリ類の安定生産を図るため、環境負荷を軽減した持続可能な養殖手法を実証するとともに、海底環境の改善による赤潮発生の抑止技術の確立に取り組むものです。廃プラを排出しない、完全リサイクル型浮沈式養殖生け簀を用いた沈下時における生け簀形状の確認検証や、銅合金製の網の付着物軽減効果、耐久性の検証などを行います。

最後に、194ページを御覧ください。

下段の全国豊かな海づくり大会開催準備事業費575万1千円です。

この事業は、水産資源の保護や、海や河川の環境保全の大切さを国民に訴えるとともに漁業の振興と発展を図るため、令和6年度に本県で開催する第43回全国豊かな海づくり大会に向けて、基本構想の策定等を行うものです。令和4年度からは、漁業管理課内に全国豊かな海づくり大会準備班を設置し、大会成功に向け準備を進めます。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

尾島委員 予算特別委員会でもいろんな質疑が出ていましたが、今回の令和4年度の農林水産業予算は、昨年、農業総合戦略会議が発出した大分県農業非常事態宣言を受け、いろんな取りまとめをした元年にあたるわけです。知事も何度も農業再生の最後のチャンスと言っており、非常に注目される予算だと思います。戦略会議のいろんな取りまとめを受けて予算を組んできたと思いますが、その中で、戦略会議をヒントにしたという特徴的な事業があれば、お願いし

ます。

それから、概要の冒頭に書かれているように、大分県では農業産出額を付加価値を含めて創出額ということで、令和5年を目標に設定をしています。こういった目標を設定した以上は、今年度の予算でこの目標にいくら近づける、来年度でいくら近づける、そういったことが必要だと思えます。それは投資効果、費用対効果と言えいいのか、事業によって創出額をどのくらい押し上がるかという計算を当然していると思う。例えば、令和4年度農業創出額や産出額はここに出てこないの、創出額をいくらぐらい押し上げる予算になっているか分かれば教えてください。

井迫農林水産企画課長 総合戦略会議の関係の特徴的な予算ということで御質問をいただきました。

今回つくった事業のうち、農業関係は基本的に総合戦略会議の全てに関連すると言って差し支えないと思っています。特に特徴的なものを挙げよと言われたら、まず挙げられるのは、農協の営農指導関係の事業で、予算特別委員会でも個別に説明した営農指導体制強化事業だと思います。

この事業は、総合戦略会議において、営農指導力は農協の職員だけではなかなか難しく、その部分は管内の篤農家、名人の農家を講師として委嘱して、産地の指導に関わっていただいているという大山町農協の取組が紹介されました。それに総合戦略会議で集まった各農協がどういう取組なのか、ぜひやってはどうかと、非常に興味を示しました。

そういった中で、それを県一円でやっていくのではなく、県でも事業による支援を行うこととし、これはまさしく農業総合戦略会議があったからこそ出てきた特徴的な事業の一つと考えています。

もう一つ挙げるとすると、これも総合戦略会議で議論が盛り上がったことでもあります。堆肥広域流通・飼料生産拡大モデル事業が新規であります。やはり総合戦略会議で畜産の団体と農業の団体のトップが同時に会したことが非常

に大きいと思います。耕畜連携の取組をより深化させていこうという力強い議論もあり、事業化に至ったもので、もちろん総合戦略会議の議論の中でいろいろあったものを満遍なく拾ったところではあります。特徴的なものを御紹介すると、いささか主観的にはなりますが、こういった事業が挙げられると思います。

続いて、創出額を達成する目標達成での機運についての御質問ですが、率直にお答えすると、やはり設定した目標を100%達成するために取り組んでいるので、どの程度といえば、当然令和5年までに定めた目標を達成することで効果を考えています。

また、実際これまでの目標との乖離に対する指摘も含めての御質問と思うので、その点もあわせてお答えすると、目標に対する課題を深掘りしていったのが農業総合戦略会議であると思っています。ねぎ産出額の100億円も細かい議論を県庁内外、団体とも協力してやってきたので、今回の予算が最終的にどういう効果を見込んでいるかという、これまでは未達成であった部分も含め、施策のつくり込みを深めて、創出額を完全に達成するためにつくり出した事業になります。

今後実施する中で、様々な課題も出てくるとは思いますが、それも含めて引き続き御議論、御指導いただければと思います。

尾島委員 特徴的な事業は分かりました。

今の創出額ですが、やはり年度ごとに目標を定め、それに向けて取組をされていると思います。農業は、例えば、米作だと天候に左右されるし、野菜等も市況の動向というか、コロナみたいな社会的な情勢によって大きく変化するので、毎年一定の額が確実に計算できることはないと思います。少なくとも予算を組む以上は、最初の年が令和元年から令和5年の間の予定になっているので、この年はいくらというのがあるべきだと思います。ちょっと言いにくい部分もあると思いますが、私も引き続き農林に残るので、また勉強させてください。

それでは、続けて一ついいかな。

193ページに生簀の件が出ていましたね。

完全リサイクル型浮沈式養殖生簀。ちょっと生簀で思い出しましたが、昨日も地震があって津波が発生したようです。特にこの前のフンガ・トンガ海底火山の爆発では遠路日本まで津波が到達して、そのときに養殖生簀のいかだが乗り上げたような映像を見ました。当然アンカーを取っていると思いますが、ああいう生簀同士の乗り上げがあるということは、場合によっては生簀が流されたりして船の往来に支障を来すとか、事故の原因になることも考えられます。今まであまり聞いたことがないですが、生簀のアンカーはどのような状況で、県がどのような指導をしているか、その点が分かったらお願いします。

大屋水産振興課長 一般的に生簀は、方塊といってコンクリートの塊を海の下に沈めておいて、そこからロープで、海面にある生簀とつないでいます。

尾島委員 分かりました。

そのロープ、場合によってはワイヤーを使っていると思いますが、やはり経年変化で劣化するので、そういった点検の義務付けも行われていますか。

大屋水産振興課長 義務付けまではないですが、漁業者はそれを定期的にチェックしながら、自分たちで替えられる部分は替えたりとか、そういったことをやっています。

元吉委員 議案には直接関係ないですが、これはメゴチの写真です。(写真を示す) コチね、実際、ヌメタレゴチですね。この真ん中に白く引いているのが爪ようじですが、この前、実はもらって帰って、から揚げにしてもらって食べたものすごくうまいですが、多分これは底引きで取れたものだと思います。管理漁業という意味で底引きにも乗らせてもらったことがあります。実際に養殖漁業にはいろんな意味で力を入れていると思いますが、沿岸漁業でこういった資源の管理について何か方策を練っているのかをひとつ聞かせてください。本当に底引きの漁業者がこれを取りたくて漁に出ているわけではないですが、時期によったら、これがぼっと集まったところを取ってしまうということだと思います。

1年後になると、このくらいのカレイやコチやら、これは多分2年後だと思いますが、こういったものが根こそぎ底引きに入ってくる。漁師に言わせると、船に揚がったものを出しても全部死ぬんですよ。一遍に引き揚げて、圧が違うものですから。けれども、何かの形で魚礁を入れるなり、こういう稚魚というか、小さいものを保護できる施策は必要だと思っています。

特に稚魚を育てていく遠浅の地域について、もう少し検討して保護地域をつくるなり、魚礁を入れるなりやってもらわないと、枯渇するのは当たり前だと思います。

ただ、これは底引きの漁師が悪いわけではないので、例えば禁漁区間を設けるとか、メゴチでしたら、保護するためにこの期間は底引きには行かないでくださいよと。ただ、それに対して補償をセットにして稚魚の保全を考えないと、沿岸漁業が全く成り立っていかない。もちろん水温が高くなったり、いろんな問題があると思いますが、根こそぎ取ってしまう、取れてしまう現状について、もう少しシーズンや魚種も含めて細かいデータ取りをして、保護すべき点は保護すべきではないかと思います。ただ、その点について、あまり委員会とか議会でも具体的な内容を聞いたことがありません。その辺が今どうなっているのか、あるいは調査ができているのか、教えていただければと思います。

大屋水産振興課長 お答えします。

現在、漁業者の皆さんは小さな魚を放流しています。調査については、水産研究部北部水産グループがやっています。

委員御指摘のとおり、やはり小さい魚を保護していかなければならないので、クルマエビとか主要な魚種については何センチ以下は取ってはいけないという委員会指示などの公的規制があります。それとは別に、各漁協は各支店ごとに資源管理計画をつくっています。また、保護する必要があるとなれば、まずは漁業者でそういった計画の中に記載して守っていきます。

そして、クルマエビとかマコガレイとかの主要な魚種について自主的に放流される場合は、

さきほど申した資源管理計画とか法的規制をかける、さらにはもっと厳しいものを自分たちで決めてやる時には、県が上乘せして放流量を増やしています。

元吉委員 漁師が取りたくて取っているわけではないんですよ。自然に入ってくるんです。夏になるとクラゲが入ってくるので、全く網に隙間がない状況です。

私が言いたいのは、海の中のことだからよく分かりませんが、例えば小さいメゴチが集まっている時期があると思うんですよ。だから、そういうところをもう少し研究して、この時期はここでは底引きを遠慮してください、その代わり補償を出しますと。放流とかではなく、自然の中で育ってきたものがごっそり集まったところにたまたま底引きが入ってきて取り上げてしまう。底引きの人もこんなもの取りたいわけではないです。揚げたら全部海に戻したいんです。ところが、ほとんど死んでだめなんです。私も底引きに何回か乗って連日見えています。だから、浅海も含めて研究した上で、時期的にこのエリアは底引きはやらないでください、その代わり何らかの補償をすることでも、資源管理という意味ではやっていかないと本当に枯渇するのではないかなと思う。自然に生まれて育っていく稚魚たちの保護に効果がある時期を、もう少し研究すべきではないかなと思っています。ぜひお願いします。

守永委員 まず、さきほど尾島委員からの質問でもありましたが、農協の営農指導体制については26ページの営農指導体制強化事業費がそれにあたると思いますが、3年度までは予算が付いていなくて、新たに付けられる形にはなりますが、基本的には農協の指導員との連携そのものは、これまでも普及センター等で取り組まれてきたと思います。それを引き抜いた形にすることで従来とどう変わるかですが、さきほどの説明では、農協が行う技術力の高い生産者を活用した栽培講習や巡回指導等の取組に対して助成をすることがそれにあたると思っています。県下全域で一斉にスタートする形なのか、モデル的にどこか、何かの品目でスタートを切るのか、

その辺の取組方はどうなのかと、やがては全体的に農協の指導員が篤農家と協力しながら展開をしていくことにシフトするのかを教えてくださいたいと思います。

それともう一点、どこに載っていたかページ数は忘れましたが、かぼすに関して県内PRイベントをするという話があったと思いますが、県内PRイベントでいいのかなということと、県外で、これまでも東京とかにPRイベントを打ちながら、どこで買えるのかに対してきちんと答え切れなかったことが昔から言われてきました。それに対する対応策として、これまでに取り組まれたことがあるのかどうか教えてください。

信貴団体指導・金融課参事 最初に、営農指導体制強化事業費について御説明します。

356万1千円で何をやるのかですが、県農協やそれ以外の大分大山町農協、べっぴん日出農協もそうですが、生産部会の中で主体的に生産振興していく取組として、部会の中で非常に技術の高い篤農家を推薦していただいて、それを農協が委嘱する形で技術の高位平準化と言いますか、落ちこぼれをなくしていく取組です。

特にこれから先、担い手を確保していこうと新規就農者がいっぱい入ってきますが、新規就農者は最初は技術がないので、篤農家がしっかり技術を教え、部会として盛り上げていく取組で、当然一斉に全部の部会ができるわけではありません。まず、モデル部会として県農協では短期集中支援品目の4品目、4部会を中心にやっていくことになります。例えば、大山町農協では、地域品目である梅やスモモなどの取組になるでしょうが、そういう部会でしっかり取り組んだ成果を横展開して広げていく形になると思います。

上田おおいブランド推進課長 それでは、かぼすについてお答えします。

かぼすは大分県産が99%で、県外にもしっかりPRしていかなければいけません。来年度の予算についても、その分はベースとしてやらせていただくことに加え、ちょうどかぼす振興協議会が50周年になるので、生産者の意欲喚

起も含めてPRしたいところがありました。

令和3年については、かぼすの通販はだいぶJAと一緒にやりましたが、結構販売ができました。そのため、そういった取組は、今後の青果市場からの販売に加え、必要な方に届けることでしっかり位置付けをさせたいと思います。今回の大会の中にも、そういったことの基調講演をいただける方をベースに考えたいと思っています。

守永委員 ありがとうございます。

かぼすについては、昔から様々な課題に対してどう取り組んでいくかとの議論があったと思うので、とにかく知ってもらい、一回使ってもらって好きになってもらう、それをどこで買えるかという情報をきちんと伝えていくことが大事だと思います。ネット通販の話もありましたが、個人消費であればそういう形で展開できるでしょうし、料亭なり高級食材を提供するところが興味を持って、どこも大量に取引できるのかという興味まで持つように展開できばいいと思うので、よろしくをお願いします。

それから、農協の指導員に関しては、とにかく篤農家の技術を周囲に効率よく伝えていく取組と、篤農家の皆さんに研究センターからいろんな情報も提供していく、篤農家と研究機関がお互いに情報のやり取りをしながら、さらに磨いていくことも大事だと思うので、そういった取組もあわせてやっていただきたいと思います。

あと農協の職員がどれだけ意欲を持って農家に呼びかけるか、姿勢そのものを農家が見ていると思うので、産地をよくしていこうという農家の思いとあわせて、それを支援できる指導員も育てていただければと思います。よろしくお願いします。

阿部副委員長 質問というよりも要望になるかと思いますが、予算書の中に水産業関係はこれだけの厚さしかないんですよ。農業はこれだけあるわけです。当然食に占める農業の割合は高いので、自給率を高めるために大事なものであることは十分認識しているし、農業には手厚い政策補助等がついていますね。

かたや漁業については、魚は自給率が非常に低く、輸入に依存しているのも十分理解をしています。しかし、このままであれば、さきほど元吉委員が話をされたように、メゴチとかも小さいときに取られてしまい、全然育たなくなる。それから、魚種でいえば、タチウオも以前相当取れたのに全然取れなくなってしまっている。これをこのまま放っておいたら、漁業者は取れんから漁業をやめるとか、後継者が育たない、生活できないとなってしまうので、こういう構造を何とかして行政が政策で沿岸漁業を守っていく、育てていく視点がものすごく大事ではないかなと思う。

もちろん、沿岸漁業だけで食を満たすことはできないと思います。県南は養殖漁業が盛んですから残っていくと思いますが、漁船漁業をどうやって守っていくかですね。

今、国東に種苗センターを21億円かけてつくっていますが、魚を育てて、取る人がいなくなる、後継者がいない、育てていないという問題を行政がもっと指導して、漁船漁業者を守っていくところに力を入れてもらいたいと思います。

中野審議監には、この前予算特別委員会の際に答弁いただきましたが、景平審議監は出る場面がなかったので、漁船漁業の振興とタチウオの件について、景平審議監にこれまでの長い行政経験の中での思いを聞かせてもらえればと思います。

景平審議監 貴重な機会を与えていただきありがとうございます。

漁船漁業の衰退がなぜ起きているか。資源は多少減っているにしても、漁業者自身が減っているから、本来は一人当たりの魚の数は増えています。その中で、なぜ漁船漁業が衰退しているかという単価です。以前と比べて魚の単価が下がっています。これは、それぞれの魚種に当てはめてみると上がっている魚種もあるとは思いますが、総体的に下がっています。そこに大きな問題があると思います。

この問題には、流通の問題が深く関わっています。市場外流通、要は量販店向けの流通が増

えていて、価格のグリップは完全にマーケットが持っています。市場だったらせり上がっていきませんが、市場外流通が中心の現在においては、やはり漁船漁業はロットもそろわないし、非常に難しいと思います。私は、この問題の解決は、後継者の問題も含めてですが、いかにして価格を上げていくかという取組にかかっていると思います。

さきほどの元吉委員の資源に関することについては、今の公共事業の考え方というのが、もともとは魚礁を設置して効率よく取るのが基本的な施策でした。今は面的なそれぞれの生態に合わせて、いろんな魚種があり、その魚種がどこで卵を産むか、どこで育つかを考えた上でいろんな公共事業を行っています。

だから、基本的に今一番多い予算としては、藻場を生やしたり、稚魚の餌になるような餌生物が増えるような増殖礁を、いかに効率的に配置するか大きく転換しています。

漁業者の方にはなかなか伝わりにくい話であり、特に資源管理計画とかで漁業者に一定程度の制約をするときにはそのことを伝えているので、行政としても積極的に勉強の機会を増やしてもらおうようにもっと伝えていきたいと思っています。

阿部副委員長 漁業者から値段が非常に安いことはよく聞きます。それと、流通が一本化されていないと。漁協に全て品物を納めるかということ、そうではない部分もあるようなので、その辺の指導を漁協と話し、それから漁業者と行政の3者で何とか振興につながるように資源の管理も含めてやっていただければと思います。よろしくお願いします。

後藤委員長 では、私からいくつか質問します。

今まで発言のあった件に関連するものもありますが、来年度予算で気になっていると言うと変ですが、皆さんと一緒に考えてもらいたいなと思っているのが何点かあります。

例えば、さきほどの普及員の件ですが、今年、JAにいろんな問題もあって行きました。JA大山にも委員会で行き、恐らく委員会でJA大山に行ったことはなかったのではないかと思います。

ますが、本来の農協の形は、ああいう大山の形だとずっと感じていたので、普及員の在り方とかを委員の皆さんと一緒に見たつもりです。

JAの普及員の中で私は何度か言わせていただきましたが、JA自体の職員採用のときになかなか専門職員で入れられないのと、信用組合や共済組合とかに行ってしまうのがあって、組合員との信頼関係が築きにくい点が農協の弱さだと思っています。

その中で、県の普及員は本当に優秀で、一生懸命な方が多いものですから、どちらかという県と県の普及員が農業者の信頼を得ていたのではないかと今も感じているし、そうだろうと思っています。もし予算が取れるのであれば、普及員のOBがJAに行って、JAと一緒に県の産出額に貢献するような指導の在り方が早いし、分かりやすいのではないかなと思っています。若い普及員は県でしっかり普及員を育てていただいて、JAにはOBの方に頑張ってもらえるような体制づくりが、結果お金を使わなくて、農業振興に役立つのではないかと個人的に今も思っているし、そうあってほしいと多分農家も思っているのではないかと思います。今回もJAの異動を見ましたが、広域異動で現場の農業者との関係性を築くのは難しいだろうと思っていますので、誰かまたそれに答えていただければと思います。

それから海洋資源ですが、今生物多様性と言われていて、レッドデータブックをつくるのはとても難しくなっている。それは、教育が大事だと思っていて、食卓に上がるもの、大分県の資源がどうなっているかを、大人もそうですが、子どもたちも分からないといけないと思います。それから、そもそも農産物がどうできて、海のものは何が食べられるかとか、そういうことを知らない子どもたちも多いので、子どものうちから教育——いわゆる食育のところで自然環境の教育をした方が、食べ残しやフードロス問題への効果もあると思います。

それから、私の持論で林業の関係になるかもしれませんが、大分県は海洋森林環境税をつくらべきだというのがあります。山から海にずっと

とつながっているのもあると思いますが、これから2050年の農業の現場は、カーボンニュートラルや経済の活性化とかも含めてですが、カーボンプライシングとか企業から求められているものが結構あると思うので、そういう場所を部局横断的にやっていかないと、ただ産出額を増やすだけでは意味がないと思います。漁業者にも林業者にも農業者にも、年を取ってそういう生活をしている人の方が知らないことが多い世の中ですから、みんな2050年に向けて努力していくのが我々地球に住む者の義務ではないかなと、この1年間を通して感じています。

産業としての農業はもちろん大事ですが、自然環境のための脱炭素に向けて、部局を挙げて横断型でやっていただきたい思いもあるので、少し長くなりましたが、今の三つについて答えていただければと思います。

信貴団体指導・金融課参事 まず、営農指導員のところです。

普及OBの活用についてですが、現状、県農協でいうと、既に各事業部、本店も含めて、少なくとも1人は普及OBが入っており、営農指導活動に活躍しています。

具体的にどういう形の仕事をしているのかというと、特に若い営農指導員を現場と一緒に連れて回って、普及手法、テクニック等をしっかり教えていて、それは非常に良いところです。ただ、農協組織を見た場合、本来は自分のところで人材を育成していくものなので、県農協では人材育成基本方針を新しく策定しています。その中で営農指導員についてもキャリアコース——どういう形で育成していくかをしっかり詰めていこうと、20代については基本的に営農部門に主眼を置いて、適性を判断しながら年齢を積み上げていく形で頑張っています。

また、研修についても、総合戦略会議の作業部会の中でしっかり議論しており、来年度に向けては営農指導員の能力向上に向けて技術研修を充実させていく取組もしていきます。

高野漁業管理課長 子どものうちからの食育という観点ですが、水産関係ではいろんな団体、

例えば、県漁協、栄養士会、学校給食会、あと水産加工業協同組合などを使って魚食普及をやっています。

委員おっしゃるとおり、小さい頃から自然の環境について教えることは非常に重要だと思います。保育園で魚の格好をして教える取組もやっているのですが、そういった中で重要性をこれからも訴えていきたいと考えています。

吉川林務管理課長 カーボンニュートラルの御質問がありましたが、おっしゃるとおり、カーボンニュートラルは農林水産業全てにおいて、意識していくべきものと考えています。当然農林水産部だけではなく、生活環境部や商工観光労働部とも連携しながら、どこで何を減らして、どこで何を吸収していくのかを議論していかないといけないと思います。

県の中ではその取りまとめを生活環境部がやっていますが、当然我々としてもそこについてはどうやって役に立っていくのか、一方で、成長産業化という課題もあるので、そのバランスをいかに取っていくのかはきっちり議論しながら、温暖化計画にも関わっていききたいと思っています。

後藤委員長 では、最後になります。

吉川課長のお話と整合性があるように話をしたいと思いますが、例えば、フードマイレージという言葉が皆さん聞いたことがあると思います。フードマイレージは、2000年代の最初の頃に出てきた概念的なものですが、途中で消えて、最近になってまた復活してきた概念です。今、ウクライナの問題で小麦がどうだとか言っていますが、そんなものはもともと分かっている話で、当初から日本はフードマイレージという概念が大事で、これが今でいうカーボンニュートラルやカーボンプライシングにつながる話だとずっと思っていて僕はやってきました。教育のところでいくと、フードマイレージという概念が、子どもたちに何がどこでつくられ、どうやって日本人の食卓ができていくのか。それから、産業としての農業、林業、水産業がどれだけ重要だとか、税金を使って産業を創造することとか、根本的なところが今言われるんだろうなと

思っています。大分県は、そういうものを含めて知事が脱炭素と言ったと、それから、我々議員も含めてですが、職員の皆さんもその辺はしっかり意識しながらやっていく必要があると思っています。

例えば林地開発も、今、宅地造成だとか、要は盛土、切土なんか大変ですが、一方では再エネのことも言われています。私は再エネ推進派です。それで、原発についても脱原発でなくなったらいいと思いますが、その分、再エネをしっかりするために海や山は大事だと思います。場合によってはソーラーシェアリングが必要だと思ってやってきているので、そういった観点で令和4年度は部局横断的にしっかり論じていただきたいと思っています。これは要望になりますが、最後に部長から今の話についてお願いします。

佐藤農林水産部長 委員長おっしゃるとおり、カーボンニュートラルもそうですが、農林水産部、生活環境部、商工観光労働部、いろんな部署でそれについてのセクションごとの考え方は当然あります。私どもは確かに農林水産業の振興がまず第一になりますが、それだけではないと思っています。カーボンニュートラルもそうですし、フードマイレージの考え方もそうですが、各々の職員がいろんなこと考えを持ち、意識を高めていくことが大事になってくるのかなと思っています。一つのこと、農業振興だけをやればいいのではなく、その裏にカーボンニュートラルとか、周辺環境の保護とか、農業振興をする上でいろんな環境がついて回っていることを職員が意識しながら自分の仕事をする。そういった職員を育てていくことが大事になってくると思っています。

後藤委員長 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

では、委員外議員の方は、御質疑はありますか。

堤委員外議員 さきほどの農業創出額の関係で、先日、九州で最下位に落ちた話がありました。県の担当者はそんなに悲観していないと、これから引き上げていくんだという回答もされてい

ますが、他県はそれ以上に奮闘されているということでしょう。そういう点では、いちごとかトマトは若干増えてきていますが、特に米の創出額が非常に激減している状況で、農林水産業を総体的に引き上げていかなければならないと思います。全体的にどうやって底上げをするのか、いろんな手段を取るのあたり前ですが、根本的に農家をどうやって育成するのとか、家族農業をどうするんだとか、それは創出額といっても、実際には付加価値まで含めた創出額なんです。前は産出額でやっていたけど、創出額を県としてやっていかなければいけない。最下位になったところからどうやって巻き返しをしていくのか、少し聞かせてください。

井迫農林水産企画課長 大分県の農業の構造については、分析すると同じ結論が出ています。農業全体で生産額が伸びているものは、大分県に限らず、日本全体の傾向で見ると、園芸と畜産です。

稲作は、どうしても全国共通で縮小傾向です。そうすると、産出額の増減で明暗を分ける大きな要因となるのが、農業の中で稲作割合の多寡です。これは決して稲作を軽視する意味ではなく、産出額という数値上の議論をするとそうなっているので、あくまでもうかる農業で創出額を確保していく観点では、園芸、畜産など伸びるところをいかに伸ばすかだと思っています。最下位になったことを踏まえ、他県を見ると、園芸、畜産における優良な取組はあると思っています。我々はそういったことも研究しながら、また、大分県にとって何が最適かを議論するのが総合戦略会議を中心とした議論なので、いかに大分県の長所を伸ばしていくかだと思っています。

もちろん、今後日本の人口減少などから米の需要はどうしても減っていくので、園芸への転換も必要ですが、稲作がなくなるかというところではないと思います。それは従来から取り組んできたようにより効率的な経営ができる構造改善を行い、底上げしていく意味では、園芸と畜産の部分でいかにして伸ばしていくか、それから、引き続き水田をいかに効率的に、継続性の高い水田をつくることだと思っています。そ

ういった取組が主軸になってくると思うので、総合戦略会議で作る側、売る側、それから、振興する側が一堂に会して議論して、一体となった取組を進めて、創出額、産出額を向上させていきたいと考えています。

堤委員外議員 私は水稲は減っていくのが当たり前ではなく、いい米を作って、そのためには土地の改良とかをしながら、いかに産業的に伸ばしていくかに観点を持って、全体を引き上げていけないといけないと思っています。

来期は農林水産委員会に入りますから、また議論していきましょう。

小川委員外議員 まず、106ページのおおいた和牛流通促進対策事業費の認知度向上に関して、第12回の鹿児島全共でのPR、あるいは、県外の認知度向上対策で、PR大使等の起用やイベントがあるので、これらの詳しい状況を教えてください。

また、107ページの肉用牛担い手確保総合対策事業費で、私ももうかる農業ということで畜産に力を入れています。例えば、繁殖牛の導入に対する上限があるのか。例えば、初期は20頭とか、10頭とかがあるのかどうか。畜舎等については、これを見ると当然初期投資であるようですが、繁殖牛の導入に対する上限があるのか教えていただきたい。

それから、94ページの4品目、白ねぎ、ピーマン、高糖度かんしょ、それからベリーツには、非常に力を入れていただいてありがたく思っています。中でも高糖度かんしょ、サツマイモについては、私は自家消費程度ですから専門的な知識はないですが、あまり消毒もしなくていい、肥料は全くやらなくていいので、これほどいいことはないと自分では思っていました。しかし、この内訳を見ると基腐れ病の対策、土壌消毒機の導入とかがあるようなので、私の認識が不足しているのもあると思いますが、教えてください。

それと、竹田の菅生は非常に農地が広大で作りやすい場所と思っていますが、大蘇ダムの水の状況が今どうなっているのか教えてください。

最後に、佐伯の蒲江のマリンカルチャーセン

ターですね。初期の建設費用が約80億円で、もう解体になったわけですが、私は大枠で解体費用が約10億円と聞いていました。しかし、これで見ると4億数千万円みたいなので、安いに越したことはないと思いますが、4億数千万円で済むのか、それともまたほかの項目のところで解体費用等があるのかどうか、教えてください。

梅木畜産振興課長 本年10月6日から10月10日の間、5年に1度開催される全国和牛能力共進会が今年度鹿児島県であります。この共進会は、生産者、農業団体等にとって農業関連の最大の祭典ということで、ブランドのPRを行う場所としては最高の舞台だと考えています。

これを契機として、今回取り組もうという内容については、全共の開催中、会場に来られるお客に対して試食のブースをつくり、おおいた和牛を美食してもらって、おいしさのPRを行いたいと思っています。

また、全共終了後には、大分市中心部で生産者による凱旋報告会を兼ねて県民参加型の祝勝イベントを行う。今まで関係者等は全共がどういものかは分かっていたが、県民はなかなか分かっていたなかったので、そういう成果をあわせて県民に御報告する。また、おおいた和牛の全共で3区、6区、7区で肥育牛の審査があるので、その中でよい成績、最高の成績を取った牛をぜひとも県民の方に食べてもらって、一緒におおいた和牛のすばらしさを知っていただきたいと考えています。

特に本年は、おおいた和牛が創設され、初めての全共なので、関係者と流通業者一丸となってPRを進めていきます。

本田畜産技術室長 肉用牛の担い手確保の関係です。肉用牛の新規就農者の確保については、新規で肉用牛経営を開始する独立就農の方については、30頭の増頭計画の中で、1頭当たり75万円を上限ですが、4分の3まで助成するようにしており、手厚く支援をしています。

なお、既存の農家についても、個々の増頭数に応じて、市町村と県合わせて1頭10万5千円を育成費用の支援でやっています。

牛島園芸振興課長 サツマイモについてお答えします。

まず、サツマイモの基腐れ病ですが、今年の2月現在で全国25県に既に発生が見られています。今大分県では病気が入っていないのですが、この病気は土壌に一回入るとなかなか治らないので、まずそれが入るのを防ぐ支援に力を入れたいと思っています。

具体的には、ウイルスフリーの苗を配りますが、その親株の量を増やすため、今までは全農を通して甘太くんを出す生産者を中心に苗を配っていましたが、そういった菌が入ることを防ぐため、一般の系統外の大きな生産者にも苗を来年度は配っていきたいと思っています。今まで供給の数が4千本ぐらいだったものを来年は6千本に大幅に増やしていきたいと考えています。

黒垣農村整備計画課長 大蘇ダムの水の状況についてです。

後ほど諸般の報告でも報告しますが、今週初めの3月14日の貯水量が246万トンで、貯水率としては57%です。昨年同時期が145万トンなので、約100万トン多い状況です。国で試算したところ、これから平年並みの雨が降れば田植には支障がないと聞いています。

ただ、浸透がまだ続いており、今、原因調査しているので、それについてはまた後ほど説明します。

高野漁業管理課長 旧マリンカルチャーセンターの解体費用についてです。

予算の概要に書かれている予算額4億654万円については、あくまでも令和4年度分です。4年度から5年度にまたいで事業を実施することから、別途債務負担行為として令和5年度分の5億3,897万円を計上しています。合計約9億5千万円の事業費を予定しています。

小川委員外議員 おおいた和牛については、私たちが食べて非常においしいとは思っていますが、残念ながら、関西圏、関東圏に行くと宮崎牛とか、佐賀牛とか、近江牛とか松阪牛、そして、米沢牛などに押され、豊後牛と言っても知らない人が多いです。全共でPRをしていただ

くことはありがたいですが、関西圏、関東圏辺りでもPRをして、おおいた和牛とか豊後牛という名前が消費者の皆さんから出るようになるというのいいと思いますが、そこについてはどうでしょうか。

梅木畜産振興課長 議員おっしゃるとおり、我々も特に関西圏、関東圏でおおいた和牛が食べられる、そして、買える店舗を増やすということで今展開しています。

その一つとして、メーカーを配置し、飲食店、旅館、ホテルに対してしっかり納品できるように流通を整えています。

また、PR大使を2年連続で中村獅童さんをお願いし、全国的に知名度のある方に大使になってPRしてもらっています。これには、大阪の流通業者や関東圏のホテルの方から非常に良いという声があります。全国的にこういう有名人を使ったPR展開は、現状、大分県しか知りませんよと。そして、エンドユーザーのお客様からの評価が非常に高く、ぜひ続けてもらいたいとの声がありました。

昨年度も一昨年度も中村さんで、本年度も中村さんですが、実を言うと、そういうエンドユーザーからぜひ中村さんに単年度ではなく次年度も続けてもらおうという意見があったことも若干反映し、2年連続になったところもあります。

そして、あとはおおいた和牛を中心として、大分県産品を中心的に取り扱っていただいているサポーターショップがあります。そこを中心としたおおいた和牛、もしくは大分県産品のPRを企業自らが行ってもらう形で今展開しているので、それらを総合的にあわせて大消費地である東京、大阪、福岡での認知度向上対策を行っています。

速報値ですが、3年前のおおいた和牛発表時、認知度はほぼゼロに近いものでした。発表の4か月後が4%、これは大消費地ということで、東京、関西の平均値になります。令和元年度については、首都圏が4.4%、関西4.7%、福岡9.7%、平均6.3%、令和2年度は首都圏8.3%、関西圏が8.7%、福岡14.

7%、大消費地平均で10.6%、そして、令和3年度の速報値ですが、首都圏、関西、福岡あわせの大消費地の平均値が16%まで上がってきています。昨年と比べて6%ほど上がっています。

首都圏における宮崎牛の認知度が30%なので、我々はまずは令和5年度の30%を目標としています。

古手川委員 すみません、ちょっと関連で。

認知度が上がっているのはよく分かりました。豊後牛の出荷量はどうなんでしょうか。それと、宮崎牛と同等の認知度になったということですが、もし今、宮崎牛の関東圏、関西圏への出荷量が分かれば教えてください。もし今分からなければ、後で個別に報告だけいただいても結構です。

私は個人的に県内のどこに行ってもおいしい豊後牛が食べられればいいなという思いがあるから、そういう思いも含めて、ものすごく今いい話だったので質問しました。

梅木畜産振興課長 今、大分県の肥育頭数が、年間生産頭数で大体8,300頭ぐらいだと思います。4等級以上のものがおおいた和牛で、なおかつ、生産農家が、私のところの牛はおおいた和牛で出荷するという参画農家がおおいた和牛として出荷するので、この二つを合わせると大体年間6,300頭がおおいた和牛として出荷されます。

そのうち、私どもが今データとして持っているのは、東京と京都と大阪と福岡に出荷している生体頭数としては1,400頭から1,500頭ぐらいが出ています。内訳としては、大阪南港市場に600、京都中央卸市場に300、そして、東京に300、福岡中央卸売市場に200という頭数が出ています。

それプラス、県内で屠畜された牛、畜産公社における屠畜になってくると思いますが、畜産公社が県外の飲食店に出した肉の量としては、平成30年で30トン出ています。これは平成24年に、県が畜産マーケットを創設する前は1年間に27キロしか出ていなかったもので、それが平成30年には実質30トンまで上がっています。その後は、コロナ禍の影響により、今

20トン台まで減っています。

宮崎牛については、我々は把握していませんので、また調べさせてもらいます。

古手川委員 今現在、県内に対する販売の数値目標があれば教えてください。もし現状なければ、県内でどれくらい売ろうと考えて、県内と県外に出すものの比率がどれくらいが適切と考えているのか。県としての施策の方向性の中で、県内、県外、A4、A5の扱いの中で違うとか、そういう部分があれば教えてください。

梅木畜産振興課長 県内でいくら、県外でいくらという量的な目標は現在ありません。さきほど言ったブランドの目標としては、県外で30%、県内では90%というのを持っています。

あと、私どもの流通関係のお話をさせていただくと、大体1頭の牛から精肉、要するに消費者が食べるお肉は、生きていたときには大体1頭700キロから800キロの間ですが、それが精肉になると300キロぐらいになります。そして、県内流通においては、300キロのお肉が40パーツから70パーツに分かれていきます。それぞれのパーツが県内で販売されるものもあるし、東京、大阪に行く部分もあります。それはどうしても卸業者、肉を流通させる業者にとっては、やはり牛1頭の中でも高額な部位になります。ヒレとかサーロイン、リブローズ、そういうところは、商売のことになるので、我々もちょっと言いにくいところですが、高級な部位はやはり東京、大阪の方が消費量も多いから高く売れる。

県内においてはそれがなかなか売りにくいので、量的には高級部位より中間部位のところ、例えば、肩ロースとか、バラとかが多く売られ、モモでも最近赤身ブームですから、ランプ肉、これはヒレの次に軟らかい部位と言われていますが、県外に行ったりとかになります。県内で屠畜されたからといって、1頭の牛でもいろんなところに行きますし、大阪南港市場で屠畜された牛もヒレとかサーロインは東京、大阪で消費されます。大分県では地元のおおいた和牛が欲しいという要望があるので、卸は大分に逆に持ってくる場所があり、1頭の牛でも40か

ら70、多い場合には100パーツ以上に分かれて販売されるので、それを一つ一つ県外でどのくらい、県内ではどのくらいという目標もなかなか立てづらいので、我々としては認知度がどのくらいまで上がったかを流通目標にしています。

古手川委員 そういう根拠の中で、認知度を一つの指標としているのは認識しましたが、ちょっとそうかなという感じですけどね。

今、大阪、神戸でファゼンダ・グランデの割合はどれくらいありますか。

梅木畜産振興課長 さきほど言った大阪、神戸での出荷量は、全てファゼンダ・グランデの出荷頭数と同じです。

古手川委員 ファゼンダ・グランデ1社ということですか。

梅木畜産振興課長 今、現状としては大阪南港と神戸の市場に出しているのはファゼンダ・グランデのみです。

古手川委員 東京は、関東圏。

梅木畜産振興課長 東京については、ファゼンダ・グランデ以外のところで、フジチクというところが出しています。

戸高委員外議員 最後です。農林水産部の皆さんは、質問を1すると10返ってくるぐらい丁寧に答えていただいているので、大変勉強になりました。

何点か確認だけさせてもらいます。かぼすの話が出ましたけれども、PRをしていくということもありますが、現在の需給の関係ですね、生産と消費の状況がどうなっているのかということ。

あと加工品用のかぼすとして出荷されている関係がどういう割合なのかをお聞きしたいと思います。

もう1点は、オリンピックのレガシーとしての木材の分ですが、もともとビレッジで使った木材を加工する分は大分県産材なのか、そうではないのか。

それと、ベンチということで、量をどのくらい造られるのか。そして、それをどこに設置して、どういう表記とか、そういったものを考え

ているのかもお聞きします。

最後に、さきほど魚の価格の話がありました。価格は今落ちているということでしたが、養殖ブリについては非常に安定しているという答弁があったと思います。ただ、養殖全体で今、魚の価格がどうなのかという状況です。価格が下がっても、例えば、配合餌料であったり、餌であったりが高い状況もあったときに、大量に仕入れて配合するというようなリスクヘッジが餌とかでできているのか。今、かなり少ない量で大きく育つという改良もなされていると聞いていますが、その3点をお聞きします。

上田おおいとブランド推進課長 かぼすについて、まず御説明します。

かぼすの総生産量は、大体5,500トン前後と言われていて、そうした中で全農系の原料に供されるのが、大体3千トンから3,400トンぐらいで、実際に青果の販売がどの程度かというところ、大体500トン近辺というところで、あとその差が少し発生する構成になっています。

かぼす販売の需給の景況感ですが、大分県内は量販店購入より地元の購入が多く、飲食店での活用がかぼすの場合は多いというイメージを持っています。

昨年から今年にかけて、コロナ禍の中で販売して、昨年は比較的大きな販売の影響がありませんでした。と言うのが、ちょうど関東でコロナのピークが下がってきたときに、かぼすの露地の出荷シーズンにはまって、飲食店も一定程度動き出したタイミングでした。令和3年産の動きについては、ちょうど量販店の動きとともに来たという流れです。というのが需給のイメージです。

そんな中で、今年の単価のイメージからすると、昨年、若しくは昨年並み以上で今見込んでいるところ です。

高村林産振興室長 オリンピック・パラリンピックに供給した木材の関係ですが、全国で60ほどの自治体から供給され、本県からは大分県、日田市、佐伯市の3自治体が供給しています。合計20立方メートルほどですが、大分県の持ち分として10立方メートルほど提供した材が

戻ってきています。これをベンチに加工すると約50脚分ぐらいできそうです。県有のスポーツ施設、あるいはホーバーターミナルとかへの設置を現在考えています。

高野漁業管理課長 養殖業の価格動向です。コロナ禍で下がってきたときはありましたが、現時点ではコロナ以前の価格に戻ってきている状況です。

ブリについては、やはり供給不足もあり、過去にない高値で推移しています。

1月からのデータしかありませんが、それ以降、まん延防止等重点措置が出ており、その影響を受けて少し下がっている状況は聞いています。

大屋水産振興課長 配合餌料の件についてお答えします。

配合餌料については、平成27年にキログラム当たり212円で、現在はそれよりも下がっており、182円です。

これについては、漁業経営セーフティーネットで漁業者、それから国が負担し、一定価格を超えたら補填されるものがありますが、令和3年4月から6月に1トン当たり1,380円の補填がなされた後は現在まで発動されていません。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、10分間休憩します。

午後3時 7分 休憩

午後3時17分 再開

後藤委員長 それでは再開します。

次に、第7号議案令和4年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、第8号

議案令和4年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について及び第9号議案令和4年度大分県県営林事業特別会計予算について、一括して執行部の説明を求めます。

信貴団体指導・金融課参事 予算概要の230ページをお開きください。

第7号議案令和4年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、説明します。予算額は、歳入・歳出とも表中、左側予算額(A)欄の一番下にあるとおり10億334万1千円です。

次の231ページを御覧ください。主な内容について御説明します。

林業・木材産業改善資金貸付金2億5千万円です。これは、林業・木材産業の経営者や事業者が、新たに経営を開始する際に必要な機械の導入や、林産物の生産性や品質を向上させる機械や施設整備などに必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

次の232ページをお開きください。

一番上、木材産業等高度化推進資金貸付金3億7,500万円です。

これは、木材の生産・流通の合理化や木材供給の円滑化を図るため、素材・製材品等の購入や木材の加工流通システムの整備のために必要な資金を、金融機関との協調融資により、低利で貸し付けるものです。

次に236ページをお開きください。

第8号議案令和4年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について、説明します。

予算額は、歳入・歳出とも表中、左側予算額(A)欄の一番下にあるとおり、2億188万6千円です。

次の237ページを御覧ください。主な内容について御説明します。

沿岸漁業改善資金貸付金2億円です。

これは、沿岸漁業従事者の漁業経営や生活の改善並びに青年漁業者の育成確保を図ることを目的として、作業の効率化や安全性を向上させる施設整備等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

吉松森林整備室長 第9号議案令和4年度大分

県営林事業特別会計予算について、説明します。

240ページをお開きください。

左側予算額(A)欄にあるように、歳入、歳出とも6億1,378万1千円です。

この事業は、県営林や県民有林が有する公益的機能を最大限発揮するため、森林の伐採や保育を実施するとともに、分収交付金の支払いや借り入れた県債を償還するものです。

次の241ページを御覧ください。主な内容について、御説明します。

上から2番目伐採事業費、1億1,751万円です。

これは、県行分収林の伐採で得た収入を分収割合により精算金として土地所有者に交付する分収交付金の支払いなどを実施するものです。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第7号議案令和4年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案令和4年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案令和4年度大分県営林事業特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

黒垣農村整備計画課長 資料の2ページを御覧ください。

第33号議案大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について、御説明します。

本条例は、県営土地改良事業の分担金いわゆる農家負担金の徴収について必要な事項を定めたものです。土地改良事業では、国において工事種別ごとに、国、県、市町村、農家の標準的な負担割合をガイドラインとして示しています。

今回の改正は、国土強靱化を図るため、防災重点農業用ため池の防災工事及び農業水利施設の長寿命化対策の強化と計画的な推進に向け、国が農家負担の軽減を図る新たなガイドラインを設定したことに伴い、本県においてもこれに合わせて所要の改正を行うものです。

3の改正内容についてです。(1)の県営ため池調査計画事業と県営防災重点農業用ため池整備事業については、防災工事の推進のため、農家負担を求めないとした国のガイドラインを適用することにより、農家負担がゼロになるため、資料の表に示す条例の別表から削ります。

次に、(2)の県営基幹水利施設保全対策事業についてです。表の下段になりますが、中山間地域においては、国のガイドラインの適用を基本に、農家負担率を5%から3%に改めます。なお、大分市などの一般地域においては、県独自の取組として、すでに新たなガイドラインより低い農家負担率5%を設定しているため、現在の率を維持することとしています。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

尾島委員 議案の中身は大変結構なことなので異議はないですが、今回、国のガイドラインに

よって農家の負担を求めないことになって、大変喜ばしいことだと思います。以前は5%で、その後、1%となりましたが、やはり堤体や斜樋辺りを大規模改修すると2億円、3億円とすぐかかってしまいますから、1%といえども2、300万円、農家にとっては大変大きな負担になっていました。

そこで質問ですが、下流域に民家等がなくて災害のリスクが低いことから、防災ため池に指定されていないため池の改修についてはどうなっているのか。

二つ目には、負担がゼロになるから、今まで改修を要望しなかったけど、ため池というのは改修の場合、慣行水利権のいわゆる地権者についているからそういった方が負担するので、高齢化等でなかなか負担金が集まらないという阻害要因もあったんです。これもゼロになるから、どうぞ改修してくださいという話になると思うんですね。

それで、調査をされているところは別にして、要望がどのくらいたまっているのか、そして、重点ため池の整備率、改修済みの箇所数が分かればお願いしたいと思います。

安東農村基盤整備課長 まず、防災重点ため池等の整備について、防災ため池以外の整備の部分ですが、県としては、国が定めた防災工事に関する特措法に基づき、防災重点ため池の推進計画を定めて、それに基づいて事業を実施していこうという取組をしています。

この中において、今後10年間で171か所のため池を改修していこうと考えて、この中には防災重点農業ため池に限って推進していくことで考えています。

2点目の、負担金の部分がゼロになって要望が上がってくるということですが、市町村とかため池管理者等とも相談しながら、今、ため池の定期的な診断とともに耐震調査等も行っています。こうした定期的な点検や耐震調査等を踏まえて、ため池ごとの優先順位をつけながら一令和4年にやるのか、5年にやるのか、6年にやるのか、こういった部分を市町村とともに話し合いながら優先順位をつけ、ため池の改修

を計画的に実施していこうと捉えています。

続いて、ため池の整備率ですが、現在のところ、ため池全体で防災重点ため池は1,042か所あり、これまでに385か所整備済みで、令和3年度までですが、整備率は37%となっています。

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案令和4年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

井迫農林水産企画課長 資料の3ページを御覧ください。

第31号議案令和4年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、御説明します。

これは、令和4年度当初予算案に計上している農林水産関係事業に要する経費の一部について、市町村からの負担金を充てるため、その負担割合を定めることについて、地方財政法第27条第2項、土地改良法第90条第10項及び91条第6項により、議決をお願いするものです。

表の左に対象となる事業名、一番右に、各事業の令和4年度の市町村負担割合を記載しています。令和3年度からの主な変更点として、さきほどの第33号議案で御説明した国のガイドラインを見直したことにより、基幹水利施設保全対策事業、農業水利施設保全合理化事業、防災重点農業用ため池等整備事業の負担割合を変更しています。その他、令和3年度と比較して負担割合の変更があるものは、いずれも各年度で活用する事業メニューや事業実施箇所が異なることによるものです。

今回の議案の提出にあたっては、事前に関係市町村から同意をいただいています。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

信貴団体指導・金融課参事 資料の4ページを御覧ください。

第32号議案権利の放棄について、御説明します。

今回の沿岸漁業改善資金貸付金は、資料上段の1提案理由の四角囲みにあるとおり、沿岸漁業従事者の近代的な漁業技術の導入等に対し、無利子の長期資金の貸付けを行うものです。

この債権のうち、貸付先からの回収が不能となっているものについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく権利の放棄の議決をお願いするものです。

今回、権利放棄をお願いする内容は、2放棄する債権の内容にあるとおり、主債務者の破産免責及び連帯保証人の無資力、死亡、相続放棄等により、当該債権の回収が不能となった1件、826万6,389円の債権です。

この債権には、返済が遅れたことにより発生する違約金が含まれており、内訳は元金688万2千円と違約金138万4,389円となっています。

なお、一番下にある当課の所管する未収債権については、農業改良資金12件、林業・木材産業改善資金5件、沿岸漁業改善資金3件とな

っています。これらについては、3の債権管理方針にあるとおり、貸付金の原資が県民の税金であることを強く認識し、今後も、関係機関と連携した主債務者、連帯保証人等及び相続人への催告、面談等により回収に努めます。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 これは貸付年度を見たら平成10年度ですかね、金額が1千万円で放棄の金額は820万円なので、20年以上たっていますが、ほとんど仕事らしい仕事をしていなかったんですかね。僕は養殖業はちょっと分かりませんが、もはや最初から仕事として成り立っていなかったのか、そんな感じなんでしょうか。

信貴団体指導・金融課参事 主債務者については、当時の蒲江町大字畑野浦で真珠の養殖業をされていて、県南の真珠養殖は非常に盛んな地域であり、私も専門ではないですが、水温又はウイルスなのか、何か病気が発生して壊滅的な打撃を受けた中で償還が滞っていった状況だと聞いています。

後藤委員長 割と長い間頑張っていたんでしょうけど、返せなかったんでしょうね。平成10年度からでしょう、早く諦めてもよかったのに頑張られたんでしょうね。

すみません、養殖業はあまり詳しくないのですが、貸したことにそもそも無理がなかったかなと思ったものですから。当時のことなので分からないのですが、養殖業はもうかると思ってやったんでしょうね。

信貴団体指導・金融課参事 そういうことですね。もうかろうと頑張ったということです。

後藤委員長 これからコロナだとかデフレだとかも大変で、真珠が売れるような時代でもないものですから、そういった方が今後出ないように、何か応援できるところはしていかなければいけないでしょう。すみません、ちょっと知らないもので質問しました。

委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、継続請願12 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 資料の5ページを御覧ください。

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の継続請願に関して、改めて、現況を御説明します。

①民間在庫量の推移のグラフを御覧ください。全国の令和3年産米の在庫量ですが、12月時点で349万トンであり、昨年同月よりやや増加しています。

その右の②米の販売価格、生産の目安等を御覧ください。令和3年産米の全国の販売価格は12,973円と、昨年同時期に比べて低い状況が続いています。また、令和4年需要見通しは、令和3年からさらに10万トンの減少が見込まれており、国は需要に見合った生産を進めるため、令和4年産米の生産の目安として、前年に比べて18万トン、面積にして約3.9万ヘクタールほど減の675万トンとしています。なお、県では令和4年産米の生産の目安として、その下にあるとおり、対前年493ヘクタール減の1万9,200ヘクタールとしています。

続いて、③国の予算措置状況等を御覧ください。国は、令和4年度予算を3,470億円と、令和3年度より130億円増加させ、需給対策を強化しています。さらに、コロナの影響による需要減に相当する令和2年産米の15万トンを特別枠として、集荷団体の長期保管や請願内容と実質合致する子ども食堂等の生活弱者への提供、そして中食・外食事業者等への販売にかかる経費の支援制度を立ち上げ、現在、手続を進めているところです。

備蓄米については、④備蓄米の状況に記載し

ているように、災害等の備えとして適正水準とされる100万トン程度を保有し、毎年20万トン程度買入れるとともに、5年持越米を飼料用として売却するほか、コロナ対策として子ども食堂等や子ども宅食へのごはん食の推進を目的とした無償提供による支援を継続して講じています。

⑤ミニマムアクセス米の販売状況については、前回から変更はなく、国が国内加工実需者のニーズ等を踏まえた数量を一元的に輸入し、価格等の面で国産米では十分に対応し難い加工や飼料への用途を中心に販売する他、海外食糧援助に活用し国産米に極力影響を与えないようにしています。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

堤委員外議員 実際この数字等々を見ると、別に請願と一緒にじゃないかという感じだけれども、現実に生産者等から見れば、価格が下落しているということなんでしょう。これはあくまでも平均で、大分県でそれ以外のところもあるわけですよ、最低限のところ。そういった中で、物材費とかが全然賄えていないので、赤字経営なんですよ。そういうところに光を当てるための意見書、つまり、備蓄米を15万トン以上しなさいと。15万トンあるのは意見書を出す人は当然知っていますからね。

それと、MA米についても77万トンか、何で日本の米を取らないで、アメリカとか輸入の米を取るのか。おかしいのではないかと。農家が苦しんでいるなら、農家の部分でその分を余分に取ったらどうでしょうかという意見書だから、ぜひ採択してください。

後藤委員長 御意見いいですか。

堤議員が言われるのはもっともよく分かりますが、米を作る農家を農業生産者としてどう位置付けるかと思っています。米を作っても、もはや経営として成り立たないのは作れば分かる話で、そういった状況を金を出していつまで維持し続けるかという問題もあるので、非常に根深いものだなと思っています。

例えば、昔だったらいざ知らず、今食べる人が少ないというのがありますし。ただ、今僕が心配しているのは、さきほどのフードマイレージもそうですが、米とか麦、大豆という穀物、保存が利くようなもので、麦、大豆がこれから危なくなるからといって、日本ではもともと米しか作れないわけですよ。こんなもの入らないと。だから、米を作って、それを食料にするのは正しいと思いますが、産業として成り立たないものをいつまでも支え続ける今の農業政策がそもそもおかしいと僕自身は思っているところです。気持ちは分かりますが、この問題は、戦後の農業経済とかに立ち返ってやらないと、日本の根幹に関わる大変難しい問題だと思っているので、来年しっかりと継続でしていただきたいと思います。

堤委員外議員 それはそれでいいけど、結局、米政策の問題なのよ。つまり、自民党の米政策が結局こういう状況を招いてしまったわけです。簡単に言えば、食料なら輸入すればいいという政策そのものが日本の農家を潰してきたわけです。その根本の原因は矛盾があるというところを認識して、本来は施策をしなければいけないけれども、残念ながら県も国の制度をそのままやっているから、そういう立場にはなかなか立てないのは分かるけれども、本当に小さな農家をしながら頑張っている方々がこれだけ苦しめられている中で、我々とすれば理解してあげないといけないと思いますね。その部分は委員長と一緒にですよ。

だから、米を食べなくなったのではなくて、国民にどのように食べさせていくのかにしないと、小麦だって90%以上は輸入でしょう。日本国内では米がメインだから、米で安く食べられるようにできる施策を持っていかないと、食料アウトなんて言ったら一発よ。ぽっと止められたら我々は飢餓状態よ。まあそういうことですよ。

守永委員 継続的な発言もありましたが、実際、もう少し米については考えなければいけない部分と、食料安保という話も最後にちらっと出ましたが、コロナ禍で米の需給なり、食料そのもの

のがどうなっているかもあわせて、農業全般についても、消費者にどう理解してもらうかという部分はこれから必要になってくる課題だと思いますよね。

生産物そのものをもう少し高い値段でも買ってほしい。ただ、社会全体的には価格破壊が言われている中で、農産物だけではなく、水産、林産物が低い価格で流通させられてしまっている状況もあるので、その辺の再生産もできる体制をつくるためにどう消費者に理解をしていただくかという部分と、それに国としてどう政策を構築していくのかになっていくと思う。単純に国が買って、その買ったものを無償で困っている人に分け与えていくのは、ある意味、価格崩壊を招きかねない状況も心配されるから、そういったことも含め、この意見書に書いてあることの議論をもう少し深めていくのは大事だろうなという気がします。

後藤委員長 分かりました。その他意見はありますか。

すみません、私が最後に一つ思うのは、今、大分県が水田畑地化を進めています。すごく問題だなと思うのが、結局、水田畑地化をして野菜を作るのはいいですが、今までは田舎で田んぼがあって米をしていた人がみんな野菜とかにしたら、ほとんど米を作ることは難しいのではないかなと思います。これは致し方ないことで、ピーマンをやっている人が米3反管理しようというのは多分ないので。

実は2000年初頭から2050年の食料問題をやってきた私の研究では、中山間地域が多い滋賀県より西日本地域の米が流通市場に出回ることはなくなって、北海道だとか北陸、北関東辺りの米が西日本のマーケットに出回るようになるという結果だったんですね。恐らくそういうふうになると思うし、温暖化が重なったので多分機械化ができる、水田代行ができる、そして安い米を出すとなるとそういう方向になるので、だからこそ、大分県の水田をどう守り、米価をどう維持するかというのは限界に来ていると思っています。

さきほど話した再生産価格はどのくらいかと

いうと、僕が見積もったところによると、20年近くの研究では1俵大体3万2千円ぐらいで売らないと再生産価格は絶対出ませんよ。というのは、これにトラクターとかコンバインとか、人を雇う、肥料を買うとか、そうなると1俵3万2千円ぐらいでというのはほぼ不可能だし、それに税金をどこまで突っ込むかというのは、自民党の幹事長にしっかりお願いして、ぜひこういうことも考慮していただきたいと思います。

これは全ての党の方と一緒にやらないといけない問題だと思うので、来年ぜひ頑張っていたきたいということで、継続でよろしく願います。（「頑張ろう」と言う者あり）

後藤委員長 それでは、継続審査の声がありましたので、継続審査についてお諮りします。

本申請については、継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本申請は継続審査とすべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出があったので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

吉止地域農業振興課長 資料の6ページを御覧ください。第3次有機農業推進計画の策定について、御説明します。

本計画については、昨年12月の常任委員会では素案を報告していますが、その後、令和3年12月24日から令和4年1月24日にパブリックコメントを行いました。その結果、1件の御意見をいただきましたが、すでに原案に反映していた内容であったため、原案どおり、第3次大分県有機農業推進計画を策定しました。

この計画は、県内の有機農業の実態等を踏まえてこれまでの課題を整理し、今後の有機農業の推進に関する具体的な施策の展開方向を示したもので、ページ中段にあるとおり、令和8年度の目標を有機JAS認証圃場面積420ヘクタール、有機野菜の販売額3億8千万円としています。具体的には、その下にあるとおり、三つの施策の柱を掲げて取り組んでいくこととし

ています。

まず、1市町村単位での有機農業の取組支援として、市町村単位での有機農業者の組織化や土壌診断に基づく堆肥投入等、土作りに主眼を置いた生産力向上対策等を進めていきます。

2持続可能な有機農業経営体の育成については、防虫ネットを装備したパイプハウスや定植及び収穫機械等、省力化等を目的とした施設機械整備のほか、栽培技術向上のため、先進的な有機農業者や民間団体等と連携した研修や技術交流、情報交換の機会拡大を図ります。

3有機農産物の流通・販路拡大と消費者理解の醸成については、現在活動している県域出荷組織の販売体制を強化し、ロット拡大による県内外での販路拡大のための活動を支援するほか、学校給食への食材提供等の食育活動やマーケットイベント等、地域に根ざした活動を支援し、消費者への有機農業に対する理解促進を図っていきます。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

成迫委員 佐伯市でも今かなり力を入れていて、昨年は有機米を2日間ほど市内の小中学校で出して、これから全ての給食は有機米にしていくという目標も掲げながらやっていると思います。

しかし、有機野菜がスーパーなどに置いている中で、今のコロナ禍の中で私ども世代としては、1円でも安いものに手が向いてしまうんですね。そういう消費者に対して、これだけ有機野菜っていいんだよということを伝えても、買うものは安いものになってしまうと思います。意識を変えていくのはなかなか難しいと思います。そういった中で施策の展開として消費者理解の醸成がありますが、この部分について具体的にどういった戦略を持ってやっていくのか、聞かせてください。

吉止地域農業振興課長 今のお話ですが、お子様への食育の中で御家族に浸透させていくやり方が一つ。

それからもう一つが、いろんなイベント、行事をやる中で、PRを重ねていくことが非常に

重要と思います。

この辺については、県としても佐伯市、臼杵市と連携しながら取組を進めていきたいと考えています。

成迫委員 私も食育、いずれは大分県内の学校給食が有機野菜とか有機米になるところで、子どもたちが普段から教育を受ける中で御両親なり保護者の方に発信していくと、うちでもちょっと買ってみようかなという気持ちになっていくイメージを持っています。佐伯市でもそういう流れになっていくのかなとイメージしていますが、ぜひそういった形で力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

尾島委員 1点いいですか。

有機栽培で、例えば大麦若葉とかお茶とかの健康食品の原材料を随分作っていると思います。それで、こういったものがこの計画の対象になるのかどうか、その辺を答えてください。

それから、例えば、対象になるのであれば、ヤクルトヘルスフーズが真玉で工場を展開していますが、あそこは大麦だけで100ヘクタールほど栽培しています。この前の説明で、確か現在100ヘクタールぐらいが目標に足らなかったのではないですかね。現在いくらでしたかね。その辺も教えてほしいと思いますが、こういった圃場が認証圃場としてカウントされればかなり広がるし、売上げも底上げできると思いますが、その辺はどうお考えですか。

吉止地域農業振興課長 現状の有機JAS認証面積については300ヘクタールです。それから、残念ながら大麦若葉については、もともとが有機栽培であるため、今のところ、カウントが難しいと国からは示されています。

ただ、それ以外の慣行栽培である野菜とか、米とかについては、認証さえ受ければ有機JAS認証を受けられます。（「それは分かるんですけどね。分かりました」と言う者あり）

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

堤委員外議員 冊子というのか、計画書そのものはあるんですか。

吉止地域農業振興課長 計画書そのものは、策定をして製本している段階で、4月1日に公表する予定です。

堤委員外議員 ください。（「承知しました」と言う者あり）

後藤委員長 では、私から最後にお願ひがあります。生物多様性保存とSDGs達成に向けた話で、例えば慣行栽培でも、いわゆる被覆コーティング、スウィートなんかの肥料が、海洋プラのごみでだいぶ出ていくという話も聞いています。有機栽培にかかわらず、慣行栽培の農家にも、我々が使っている被覆コーティングから海洋プラとして海に出ていっていることを周知と言いますか、理解してもらうような政策でやっていかないといけないと思います。慣行栽培でしている人は、多分そんなことは考えないでやっているから、肥料メーカーもそうですが、こういった肥料が使われていて、こういったものが海洋プラの中で問題になっているというのは徹底していただきたいと思います。その辺もしよかったらどうお考えか教えてください。

吉止地域農業振興課長 委員おっしゃる被覆コーティング肥料、これは今非常に問題になっていて、この削減は非常に重要な取組だと考えています。

これについては、その他の肥料、資材の検討を始めており、そういったものに頼らない肥料体系を目指していきたいと考えています。

後藤委員長 有機農業にかかわらず、これはぜひやっていただきたいものですから、令和4年度以降、肥料メーカーがどういうものを行っているかも含め、農業者への周知とか、新しく農業に入る方にもやっていただきたいと思います。もう皆さん言わなくなったけど、いわゆるGAPですよ。もうJGAPなんていう新規就農者はいなくなっています。本来最初のところからきちんとGAPなんかも含めてやるべきだというのが僕の持論だったんですが、野菜も金にならないのに金を使うのでやらないと言う農家も増えているので、そういったことを心配してい

るわけです。GAPはもういいですから、GAPよりもきちんと環境のことを考えるような、2050年に向けた農家の育成に取り組んでいただきたいとお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はあませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ほかに御質疑等もないので、次に②の報告をお願いします。

河野森との共生推進室長 資料の7ページをお願いします。

令和4年4月1日からを期間とする第13次鳥獣保護管理事業計画について、説明します。

資料左上の1制度の概要を御覧ください。

鳥獣保護管理事業計画は、知事が鳥獣保護管理法に基づき、国の指針に即して定める5か年の計画で、鳥獣保護区等の指定、許可捕獲の考え方や許可基準、特定猟具使用禁止区域の指定などを定めるもので、鳥獣保護管理行政の基本となるものです。また、その下矢印の第二種特定鳥獣管理計画は、鳥獣保護管理事業計画の下部計画として作成する5か年の計画で、知事が著しく増加したイノシシやシカの管理を行うための計画を定めるものです。

右上の2第13次鳥獣保護管理事業計画の概要を御覧ください。計画期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっています。主な計画内容は、鳥獣保護区等の指定を行うほか、許可捕獲については、国の指針の変更に伴い、錯誤捕獲の防止に努めるよう記載しています。また感染症対策として豚熱等感染症に対する対応を記載しています。

右下の3第3期第二種特定鳥獣管理計画の概要については、イノシシとニホンジカのそれぞれで作成しており、計画期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、狩猟の規制緩和について、表のとおり前計画に引き続き実施することとしています。

この、第13次鳥獣保護管理事業計画と第3期第二種特定鳥獣管理計画をもとに、予防、捕

獲、狩猟者確保、獣肉利活用の四つの対策を推進し、野生鳥獣による被害の軽減を図ります。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

守永委員 1点だけいいですか。

わなで捕獲してという規制緩和が第二種の計画の中に書かれていますが、この計画そのものは特に問題ないと思っています。

このわな捕獲をしたときに、捕獲したイノシシなりをエアライフルで射殺することが現場ではよく行われているようですが、そのときに大口径のエアライフルを使って射殺するのがあるらしいです。大口径のエアライフルを訓練するときに訓練できる場所がなかなかないということで、今、庄内にあるライフル射撃場を使ったりしているようですが、その辺の訓練、練習の場を確保できないかなという相談を受けたりしています。

なぜ練習が必要かというのは、的を狙ってどのくらいずれがあるかを知るというか、ちゃんと整備をするための訓練として必要なことらしいです。それが調整できないとどこに弾が飛んでいくかわからないこともあるので、もし何かされているものがあればその状況を教えていただきたいのと、これから必要と感じていただければ何か工夫をしてもらいたいと思っています。

河野森との共生推進室長 わなで捕獲したものの最後の止め刺しの件です。特にくりわなで捕まったものを止め刺しするのは非常に危険が伴うということで、我々も危惧しています。事故等も数多く全国で報告されているので、大分県としては止め刺しの方法をプロに依頼して、研修会を開くことで実施しています。

特に箱わなでかかったものについては、ライフルとかでやると跳弾して危ないので、電気ショックを利用してナイフで処理するとか、そういう場面ごとで安全な処分の仕方がありますので、その辺は技術のある人たちの研修を行って、事故のない狩猟を心がけるように今指導しているところです。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

黒垣農村整備計画課長 資料の8ページをお願いします。大蘇ダムの状況について、御説明します。

大蘇ダムは、令和2年4月1日より供用開始しましたが、その後、約1万から2.5万立方メートルの浸透が続いていることから、国は専門家によるダム安全性評価委員会を開催し、浸透原因等について検証しているところです。本年度の委員会が3月8日に開催されたので、検証結果等について、御報告します。

1のダム貯水状況と今後の見込みについてです。3月14日現在の大蘇ダムの貯水量は246万立方メートル、貯水率57%です。国の試算では、今後、平年並みの降雨があれば4月1日には昨年同時期の150万立方メートルを上回る、246万立方メートル程度が貯水できると想定しており、田植えには支障がないと見込んでいます。

2を御覧ください。ダム安全性評価委員会の結果報告についてです。先日開催された委員会では、主に2点について報告があり、1点目の浸透に関する調査については、潜水土や水中ドローンによる水中調査や地下水流向調査などの検証結果、浸透原因等について審議されましたが、浸透原因の究明には至っておらず、引き続き調査が必要であることが確認されました。

2点目の耐震性の確認についてですが、将来にわたって発生すると考えられる最大級の地震に対して、ダムの堤体は耐震性能を有していると評価されました。

続いて、3の国の対応についてです。国は、令和4年度も浸透原因調査を継続するとしており、水中調査については対象を貯水池内全域に広げるとともに、新たに斜面吹付コンクリート継目部の背面調査や必要に応じてボーリング観測孔を追加することとしています。なお、令和

3年度に引き続き、用水確保策や農政局職員の現場常駐3名についても継続するとのことです。

最後に、4の県の対応についてです。まず、地元農家が用水の心配をせず、安心して営農できることが大事です。このため、渇水等により営農に支障がないよう、地元及び国と調整を図り、地区内水源の有効利用など、用水確保を確実に行っていきます。また、浸透原因の早期究明やダム利水機能発揮に向けた対策を国に求めていきます。なお、国は今回の委員会報告と今後の対応について、地元土地改良区や竹田市に対しても説明を行うこととしています。

いずれにしても、営農に影響が出ないように、地元土地改良区や市と連携を図りながらしっかりと対応したいと考えています。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、次に④の報告をお願いします。

信貴団体指導・金融課参事 資料の9ページをお願いします。令和4年度に向けた大分県農協の営農指導体制について、御説明します。

大分県農協では、総合戦略会議の議論を受け、来年度に向けて営農指導の強化を計画しているので、その内容を御紹介します。

上段にあるように、総合戦略会議の農家ヒアリングにおいて、営農指導員の体制を強化して欲しい。栽培の技術指導を強化して欲しい。産地を育成して欲しい。市況や新しい農薬、病害虫、他産地の情報を提供して欲しいなど、様々な意見が出ており、大分県農協ではこれらに対応するため、以下の三つに課題を整理し、対応することとしています。

一つ目は、営農指導体制の強化です。来年度、営農指導員と広域営農指導員を増員します。ねぎ、ピーマン、高糖度甘しょ、ベリーの短期集中県域支援品目については、本店と広域営農

指導員、各事業部の専任化した営農指導員でプロジェクトチームを作り、生産拡大を推進します。また、本年度から人事課を増強し、先に作成した各職種のキャリアプランを示した新・人材育成基本方針をもとに、人材育成も強化します。さらに、県の新年度予算案にも補助事業を計上しており、篤農家等を活用した営農指導を導入します。

二つ目は、営農指導員の能力向上です。研修体系を見直し、実践的な技術研修を増やすこととしており、営農初任者に対する研修に、農業大学校での実習等の研修を盛り込むとともに、現地課題を解決するための試験場での研修を新設します。また、技術的課題を相互に聞ける体制を構築するため、営農指導員と研究指導センターの研究員、振興局の普及指導員との交流会も行います。

三つ目は、営農指導業務の効率化です。ICTを活用して、営農情報をタブレット端末で検索出来るようにするほか、LINEを活用して必要な情報をプッシュ型で通知を行えるようにするとともに、農協のホームページの営農関係情報を充実させ、組合員への情報提供を積極的に行います。加えて、部会活動の強化を図るため、お手元に配布している農協生産部会の活動標準を作成し、部会の診断、課題の明確化、目標共有等を通じてPDCAを回すことで、短期集中県域支援品目を中心にモデルとなる活動強化部会の取組みを進め、他の生産部会へ展開していきます。

このような大分県農協の取組は、他の農協にも共有されており、必要に応じて他の農協も参画しながら、県全体の営農指導体制を強化していくこととしています。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

阿部副委員長 正にこのとおりだと思います。農家の人がこういうふうに言っているわけです。我々も常に言っていますが、このとおりであれば素晴らしい指導体制ができると思うので、絵に描いた餅ではないけど、ぜひこれを実践し

てもらいたい。それを農協と県が一緒になって進めてもらいたいと思います。ぜひお願いします。

信貴団体指導・金融課参事 来年度も当然総合戦略会議の作業部会が続いていくので、その中でもしっかり検討、検証していき、今言われたようなことが確実に実行できるようにしていきたいと思っています。

古手川委員 まずは100億円を目指してやろうというのは大事なことですし、ぜひ成果を出していただきたいですが、その次、3年なら3年後にもう一つ足腰を強化するために持つていくものとして、メインに据えている白ねぎ、ベリーツ、かんしょ、ピーマンの次にどういうものを計画されているのでしょうか。

井迫農林水産企画課長 恐らく園芸と同じことを回答すると思うので、もしかしたらこれで終わりかもしれません。

まず、今回この4品目を定めたのは、伸び代があると生産者も農協も県も感じているところで、団結してこれらをまず筆頭として取り組むこととしています。

それに続くものは、園芸の産地づくり推進事業の中で4品目に次ぐ形で手厚くそのサポートが入るものとして、産地拡大支援品目というのがあります。これは産地ベースでの計画が出てくるもので、これがやがて、その成果を鑑みて圏域でやっていけるものが中にはきっと出てくるだろうと思っています。その中から、次の短期集中で加速度的に拡大する品目が見えてくると思うので、現段階で具体的な品目がこれということは申し上げられませんが、産地拡大推進品目の中で特に優れた業績のある品目が第1候補になるのではないかと考えています。

古手川委員 いろんな産地ごとの指導体制を、この前、冊子でも拝見しました。現地でノウハウを持った方が指導して、一緒にやる方向を明確に定めて、そういう方の御紹介もありました。そうした中でやろうとしたときに目安はあるでしょうけれども、そういう部会のようなものがたくさんあるんだなということにびっくりしていますが、その部会の中から地域性とかで目ぼ

しいもの、A、B、C分析をして次にいけるもの、まだどうかなという区分けをした中で集中的に取り組むことも一つのやり方なのかなと思います。そして、大規模な方も中には白ねぎとかでいましたが、ほとんどの農家が自分の個々の農家を守って、いろんなものを作りながら、1年間の収入を確保していく方が多いのかなという印象を持ちました。

だから、一つのをやっていく中で、熟練の方にもぜひ外に一緒に出させていただいて、外を見ることによって、また新たなものを持ってきてやるときに、若い方たちと一緒に、ただ教えるのではなくて、一緒に新たなものをつくることも非常に大切なかなと思います。そうしないと、どうしても自分の幅だけになってしまうので、そういう思いがします。

ただ、他産地だとか、いろんなことも組み込まれているから予算化してあげて、そういうメインのところ、九州の管内でこれとこれを見ればこれとこれに次は行こうよとか、何かそういうものがでてくると思います。それと最後に、試験研究についてのこれからの大分県の情報の中で、日経新聞に九州で予算は最下位だよという記事を見た記憶があるので、試験研究といっても農業は幅広いので、どこにとすることはあるかもしれませんが、その試験研究に対するこれからの考え方もちょっとお伺いできればと思います。

吉止地域農業振興課長 現在、試験研究においては特に短期集中品目、それから、次を担うもの、いろんな試験をしているし、あわせて新たな育種の関係、あるいは新たな栽培技術に取り組んでいるところです。

そうした中で、さきほど井迫課長が申したとおり、これからの取組に応じた弾力的な研究を進めていきたいと考えています。

古手川委員 基礎研究も含め、そういうものは非常に大事だと思います。期間がかかったり、なかなかすぐそれがものにならないとか、難しい要素があると思います。ただ、行政として長いスパンで見ながら、品目ごとにいろんな違いもあると思いますが、1年間あるいは3年間と

いう短期間でやるぞという勢いと、そのときにこそ、もう一回、基本的な部分がどうなんだということも議論をしていただければと思います。ぜひよろしくをお願いします。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

吉止地域農業振興課長 一つ訂正をお願いします。

さきほど有機JASの関係で、大麦若葉については認証ができないとお答えしましたが、私の記憶違いで認証できます。ヤクルトヘルスフーズにはこちらから何回もアプローチしていますが、なかなか認証まで至っていないということで、これからも進めていきたいと思います。大変失礼しました。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別にないようですので、これで農林水産部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔佐藤農林水産部長挨拶〕

後藤委員長 佐藤部長、ありがとうございます。

せっかくですので、御退職される方々から、これまでの農林水産業に関する思いや今後の後輩職員へのメッセージなどを含めて、一言ずついただきたいと思います。

〔中野審議監兼森林保全課長挨拶〕

〔景平審議監挨拶〕

〔山本工事技術管理室長挨拶〕

後藤委員長 ありがとうございます。

御退職される皆様に、改めて感謝申し上げますとともに、今後の御活躍をお祈りします。

それでは、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆様はお疲れ様でした。

委員の皆さんはお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

後藤委員長 それでは、このメンバーでの委員会はこれで最後になりますが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別にないようですので、ここで、委員の皆さんにお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

後藤委員長 それでは、これをもちまして委員会を終わります。

大変お疲れ様でした。